

中部地方整備局 技術系 2025 年度春のインターンシップ
実習生実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。以下「教育機関」という。）及び専門学校等の技術系学生・生徒（以下「学生」という。）を対象として、中部地方整備局において行う就業体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入場所、期間、服務、その他必要な事項等を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、教育機関等の学生を中部地方整備局において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の受入場所)

第3 実習の受入場所は、中部地方整備局（名古屋市中区三の丸）とする。ただし、現場視察時は中部地方整備局以外の地域で活動することがある。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、以下の日程とする。
令和8年3月9日（月）～3月11日（水）（3日間）

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、教育機関等の学生であって、日本国籍を有する者のうち、国土交通行政に強い関心のある者とする。

(実習生の募集、決定等)

第6 実習の募集・受入については、以下の通りとする。

- (1) 中部地方整備局は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、中部地方整備局のホームページより申し込みを実施する。
- (3) 中部地方整備局は、応募状況等を勘案した上で、受入の可否を通知する。
- (4) 実習希望者は、実習生実施要領を確認し、誓約書を提出する。

(指導員)

第7 実習生受入場所に指導員を設け、実習生の指導にあたる。

(実習生の服務等)

第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、中部地方整備局職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

- (3) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に中部地方整備局の実習生受入担当者の承認を得なければならない。
- (5) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。
実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。
- (7) 実習生は、服務規律の遵守にかかる誓約書（別紙）を中部地方整備局に提出しなければならない。

（実習に係わる費用負担）

第9 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人の負担とする。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第10 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が中部地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。
- (3) 実習期間中の事故により参加者が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、参加者は当該保険の保険金の範囲内で中部地方整備局に対する求償権を放棄する。

（その他）

第11 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、中部地方整備局、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

以上

誓約書

中部地方整備局 企画課長 殿

中部地方整備局において実習を受けるにあたり、実習生実施要領等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中、中部地方整備局職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、実習生受入担当者及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
3. 中部地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く）の開示については、実習担当者の指示に従うこと。実習終了後においても同様とすること。
4. 実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に中部地方整備局の実習生受入担当者の承認を受けること。
5. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合には、あらかじめ実習生受入担当者にその旨を連絡すること。やむを得ない場合には、事後速やかに実習生受入担当者にその旨を連絡すること。
6. 実習期間中における障害、損害等に関しては、誠意をもって問題解決にあたること。

年 月 日

学生氏名